

X

生徒の心得

—規定や生徒会規約など—

生徒心得

1 登下校

- イ 校時表により、始業時刻の15分前までに登校し、下校時刻までに下校する。
- ロ 始業時刻から終業時刻までは、無断で校地外に出ない。
- ハ 「交通規定」(p. 41) に従い、交通法規・マナーを遵守する。
- ニ 欠席・遅刻・早退・外出などについては、「諸届・諸願規定」(p. 43) による手続きをする。
- ホ 火災・台風・水害その他で非常の災害がおきた場合は、学校の指示に従い秩序ある行動をとる。

2 服装・頭髪・所持品

- イ 服装・頭髪は、「服装規定」・「頭髪規定」(P. 41) に従い、簡素で清潔にし、学習活動の妨げにならないようにする。
- ロ 登下校を含む学校生活において、原則として制服を着用する。ただし、休日の部活動のための登下校については、体操服や部活動の服装も認める。
- ハ 服装・所持品には記名をし、保管には各自が責任をもつ。貴重品については、担任等に預けるなど、特に注意して管理する。
- ニ 生徒証は校内校外を問わず常に携行

する。

ホ 学校生活に不必要なものを学校に携行しない。携帯電話・スマートフォンについては、「携帯・スマホ規定」(P. 42) に従う。

ヘ 金銭および物品を紛失・拾得した場合には「諸届・諸願規定」(P. 43) による手続きをする。

3 環境美化

- イ 学校の施設・設備は丁寧に取り扱い、分担区域の清掃は責任をもって行う。
- ロ 施錠された部屋を使用する時は、その部屋の管理責任者の承認を得て、事務室等で鍵を借り解錠する。使用後は必ず施錠し、鍵をすみやかに返納する。
- ハ 火気の取扱いには注意する。特にストーブ使用の際は学校の指示を厳守して防火につとめる。
- ニ 施設・設備を破損した場合には「諸届・諸願規定」(P. 43) による手続きをする。

4 授業・考査

- イ 授業開始の合図と同時に学習を始められる態度をとる。
- ロ 考査は公正な態度で受け、不正行為をしてはならない。

~~ハ 考査開始後、時間のなかばを経過してから入室できず、又なかばを経過しなければ退室できない。~~

2

~~5 礼儀・交友~~

~~イ 常に明るく正しし言葉遣いをするように心がける。~~

3

~~ロ 教職員ならびに来訪者に対しては、挨拶をするなど、礼儀を重んじ良識ある態度で接する。~~

~~ハ 友人は互いに敬愛し、礼儀を重んじ、品格教養を高めあっていくように努める。~~

~~ニ 男女の交際は、相互の人格を尊重し、高校生としての自覚にもとづいて、明朗健全なものにする。~~

~~ホ 学校外の友人との交際には、高校生としての節度を守り責任ある行動をとる。郊外の各種の団体に加入するときは、担任および生徒指導部の許可を得る。~~

5 集会・伝達・配布・掲示

イ 校内で集会を行う場合は、使用教室の管理責任者に承諾を得る。また集会での活動内容について、あらかじめ関係する教諭の許可を得る。

ロ 校内放送を通じて伝達を行う場合は、関係する教諭の許可を得る。

ハ 情宣等の目的で印刷物を校内で配布する場合は、生徒指導部の許可を得る。印刷が必要な場合は、関係する教諭の許可を得て印刷する。

ニ 掲示物を掲示する場合は、生徒指導部の検印を受け、指示された場所に、指示された期間で掲示する。期間を過ぎたものは責任を持って取り外す。

6 課外活動

イ 課外活動は、下記の時間内で活動することを原則とする。

平日・・・・・・・・・・18時35分まで

土日祝日・・・・・・・・・・16時40分まで

ロ 活動する際の服装は、制服、体操服または部活動の服装とし、「服装規定」(p. 41)に従う。~~活動のためやむをえず規定外の服装を着用する場合は活動に適する場合には規定外の服装を着用することを認めるが、~~関係する教諭の許可を得る。

7 校外生活

イ 午後9時まで(11月～翌3月は午後8時まで)に家に帰る。上記時間以降

の外出は原則として保護者同伴でなければならない。塾等保護者承認の場合は帰宅時刻を確認し、決められた時刻には帰宅すること。

ロ 校外においても常に本校生徒としての品位を重んじ、~~本校生徒らしい服装・頭髪で、~~交通法規・マナーを守り、責任ある行動をとる。飲酒・喫煙はいかなる場合でもしてはならない。

ハ 未成年者の入場が禁じられているパチンコ等の娯楽遊戯施設や、酒類の提供を主とする居酒屋等への立ち入りは禁止する。

~~ニ 校内・校外の生徒および団体と行う行楽・行事・集会等については、「諸届・諸願規定」(p. 43)による手続きをする。~~

~~ホ 外泊する場合は保護者の許可を受ける。友人宅などでの外泊は原則として禁止する。友人同士で行う合宿・キャンプ等については、「諸届・諸願規定」(p. 43)による手続きをする。~~

ニ アルバイトは原則として禁止する。特別の事情のある場合は「諸届・諸願規定」(P. 43)による手続きをする。

8 その他

イ 心得および規定は、遵守されているかどうか、自主的・自発的に、不断に顧みる。

ロ 生徒が心得および規定を改廃したり新しく加えたりしたい場合は、生徒会組織全体で考え行動し、学校・教員と対話を繰り返し、改善する。

4

5

6

交通規定

1 自転車

自転車通学をする場合は、自転車通学許可願を生徒指導部に提出する。自宅と学校間の通学について、使用を認める。福井駅から学校までの利用は認めない。また通学距離が極端に長い場合にも利用を認めない。

許可願が生徒指導部の審議を通った場合は、後日自転車点検を受ける。点検では、ライトが点くか、施錠できるか、雨合羽があるかなどを確認する。合格したら学校発行のステッカーを車体にとりつける。なお点検日までは、許可願を提出した人について、自転車通学を暫定的に認める。

このステッカーは年度ごとに更新される。年度の途中で住所が変わったり、新しい自転車を購入したりした場合は、生徒指導部へ申し出る。

通学で使用した際は、自転車は駐輪場の定められた区域に整頓して並べ、施錠する。故障等で許可されていない自転車に乗ってきた場合は、生徒指導部に申し出る。

上記の規定を守らない場合は許可を取り消す場合がある。

2 自動車送迎

学校周辺で乗り降りしない。ただし、ケガなど特別の事情があり校地内で乗り降りしたい場合は、担任および生徒指導部の許可を得る。

3 公共交通機関

日常的に公共交通機関を利用する場合、本校発行の通学証明書を通機関に提示することで、通学定期券を購入できることがある。通学証明書の発行を希望する際は、生徒指導部に申し出、必要事項を

記入し提出する。

旅行に公共交通機関を利用する場合、本校発行の旅行許可申請書を事務に提示することで、学生旅客運賃割引証の交付を受けられる。旅行許可申請書の発行を希望する際は、生徒指導部に申し出、必要事項を記入し提出する。引率者が適当で、学業に支障がないと認められた場合に旅行は許可される。

4 バイク・自動車の免許取得

原付免許と自動二輪免許の取得および運転は禁止する。

普通免許の取得は、就職内定者に限り最終学年の自由登校時のみ認める。在籍期間は運転を禁止する。

服装規定

1 男子制服

上着は標準マーク入りの黒詰襟の学生服。カラー、本校指定のボタンをつけ、左襟には校章、右襟に学年バッジをつける。上着の下には、本校指定のカッターシャツを着用する。ズボンは標準マーク入りのノータックストレートとし、ベルトを着用する。ベルトは黒・茶で、過度な装飾のないものとする。

夏季は上着を着ない。本校指定のカッターシャツ（長袖・半袖）を着用する。

2 女子制服

上着は本校指定の紺セーラー服。黒三角巾のネクタイをつけ、左胸に校章、学年バッジをつける。スカートは本校指定の紺スカート。

夏季の上着は、本校指定の白セーラー服または白ブラウス（半袖）。セーラー服の場合は黒三角巾のネクタイ、ブラウスの場合は黒ひもネクタイをつける。

7

3 体操服

長袖・半袖ともに本校指定の体操服。

4 履き物

校内用は、本校指定のシューズまたはモードスリッパ。

通学用は革靴・運動靴またはレインブーツ。かかとが低く、過度な装飾のない、華美でないもの。

5 インナー

制服の下に着る下着やソックスは華美でないもの。~~ソックスは白無地。~~

6 防寒着

~~冬季は、~~オーバーコート、セーター、カーディガン、マフラー、スノーブーツ、手袋、帽子など防寒着の着用を認める。ただし防寒の目的で、華美でないものに限る。タイツは黒。

~~制服を着ずにセーター・カーディガン等の中着を着用し活動することを禁ずる。セーター服の上に黒・紺のカーディガンを着用する場合はこれに該当しない。~~

9

7 ほかその他

腕時計の着用を認める。ただし高価なものや華美なものは避ける。

ネックレスなど装身具の着用は認めない。

ここでいう華美でないとは、白・灰・黒・紺・茶で、柄を控えたもののことをいう。

規定以外の服装を必要とする時は、事情を担任に説明して生徒指導部の許可を受ける。

頭 髪 規 定

パーマ、染色など、技巧をこらした髪型は禁ずる。

1 男子頭髪

~~目、耳、襟にかからないようにする。~~

2 女子頭髪

~~目にかからないようにする。また肩にかからないようにし、肩より長い髪は髪留めで結んでまとめるのが望ましい。髪留めは黒、紺、茶。装飾的な性格の強いものは禁ずる。~~

10

頭髪に限らず、髭、もみあげ、眉等も清潔にしておく。

また、カラーコンタクトレンズ、色付きリップクリーム、マニキュア等を含む化粧の類を禁ずる。

携 帯 ・ ス マ ホ 規 定

~~事情があって携帯等を持ち込む場合には、保護者によって書かれた許可書を提出し、許可を得る。~~

11

持ち込み時は、登校時から放課となるまで下校時まで電源を切り、アラームを解除した上で鞆に入れ、校内で携帯しない。鞆に入れる。保護者送迎連絡の目的で使用する際は、放課後、生徒玄関ベンチにて使用する。~~それ以外の場合に使用するときは、教員が認めた時間と場所を守ること。それ以外の時間に使用の必要が生じた際は、教員の許可を得て教員の監督のもと使用する。~~

上記の規定を守らない場合は特別指導の対象とする。

諸届・諸願規定

1 欠 席

欠席する時はあらかじめ、電話またはその他の方法をもって学校または担任に連絡する。

なお病気やけがによる欠席が1週間以上にわたる時は、医師の診断書を担任に提出すること。

欠席が1ヶ月以上にわたる時は、医師の診断書を添えて学校所定の書式による休学届を学校長に提出することができる。

2 遅 刻

登校前に遅刻する事由が生じている場合は、学校または担任に連絡する。

遅刻して登校した時は、生徒指導部所定の入室許可証に生徒指導部の許可印をもらって教室に入る。

3 早 退

早退する時は、担任の承諾を受け、生徒指導部所定の早退許可証に生徒指導部の許可印をもらって早退する。

4 外 出

学校の定める始業時刻から終業時刻までの間に外出の必要がある時は、担任の承諾を受け、生徒指導部所定の外出許可証に生徒指導部の許可印をもらって外出する。

5 出席停止

学校で予防すべき伝染病にかかった時は、直ちに担任に報告し、担任を通じて保健部に届ける。

6 忌 引

忌引の手続きは欠席届に準ずる。生徒の忌引は下記の通り。

〔服喪の事由〕	〔忌引の日数〕
父・母	7日
祖父母	3日

兄弟・姉妹	3日
おじ・おば	1日
曾祖父母	1日

なお、葬祭のために遠隔地に行く必要がある場合は、実際に要した往復の日数を上記の日数に加えることができる。

7 金銭または物品の拾得と紛失

金銭または物品を校内で拾得または紛失した場合は、生徒指導部にすみやかに報告する。

生徒証を紛失した場合は、生徒指導部所定の再交付申請用紙に必要事項を記入・提示して再交付を受ける。

8 校舎・校具の破損

校舎・校具を破損した場合は、管理責任者である教諭に報告し、生徒指導部に届け出る。そこで事務処理についての指示を受け、弁償が発生する場合は原則として本人が負担する。

~~9 行楽・行事・集会~~

~~——クラス会などのクラス行事を行う場合は、担任の許可を得て、行事（合宿等）願を行事予定日の1週間前までに生徒指導部に提出する。~~

~~——友人同士で登山・ハイキングをする場合は、生徒指導部の許可願に必要な事項を記入し、引率者および保護者の認印をもらって、生徒指導部に許可を申請する。引率者・行動計画などが適当と認められた場合のみ、許可される。~~

~~——本校以外の生徒・団体が主催する集会または本校以外の生徒・団体と共催する集会はいかなる場合で行うときでも、集会予定日の1週間前までに「特別活動許可願」を提出し、生徒指導部の許可を受ける。~~

~~10 外泊~~

~~——クラス合宿を行う場合は、担任の許可~~

12

~~を得て、行事（合宿等）願を行事予定日の1週間前までに生徒指導部に提出する。~~
~~友人同士で外泊を伴うキャンプ・海水浴・スキーを行う場合は、生徒指導部所定の許可願いに必要事項を記入し、引率者および保護者の認印をもらって、生徒指導部に許可を申請する。引率者・行動計画などが適当と認められた場合のみ許可される。~~

9 アルバイト

特別の事情でアルバイトをしようとする場合は、生徒指導部所定のアルバイト届出用紙に必要事項を記入し、担任・保護者・雇用主の認印をもらい生徒指導部の許可を受ける。

10 住所変更

住所を変更した時は、保護者から担任、および生徒指導部に変更内容を明記した文書をもって届け出ること。

生徒の心得修正案の理由

- ① 効率性を考えれば、活動にそのまま移ることができる服装で登校した方がよい。逆に活動を体操服で行う人たちは、不衛生なままで下校せざるを得なくなってしまう。
また、現在は申請すれば部活動で揃えてあるものに限り認められるが、それ自体もなくていいのではないか。
- ② 別ページに既に記載されている。
- ③ 別ページに同等のことが既に記載されている。
- ④ 「やむをえず着用」という表現が不自然と感じた。内容的に変わりはない。
- ⑤ 曖昧な表現であるし、その前の「本校生徒としての品位を重んじ」に含まれている。
- ⑥ 現状と合わない。実際このような活動や外泊が行われていたとしても、手続きをしている人はいない。
- ⑦ 体操服に関する記載がなかったため。必要ないのならそれでいい。
- ⑧ ソックスが白限定の理由がない。汚れやすいため、洗濯や購入の面からも「華美でないもの」とした方がよい。式典時（卒業式のみ？）には統一が望ましいが、生徒心得に記載するほどではない。
- ⑨ 冬は教室や廊下等で温度差が激しく、温度調節の観点から、中間着での活動も認められることが効率的。
- ⑩ ここまで細かく制限する必要はない。
- ⑪ 誓約書のプロセスがなくなっても、それ以下の記載があれば現状と変わらない。また、下校時はベンチだけでは場所が足りないため、「生徒玄関」としたほうが良い。それよりも、親との連絡以外のことをしていると思われる人たちをどうにかすべき。
- ⑫ ⑥同様

(別紙資料)